

# 会議（打合せ）報告書

|  |   |     |                |
|--|---|-----|----------------|
| 会議(打合せ)の名称<br>又は議題   | 令和3年第30回 議会運営委員会  |     |                |
| 報告者職氏名   | 主査 今井 好美  |     |                |
| 日 時  | 令和3年12月10日（金）<br>午前10時00分   | 場 所 | 市役所本庁舎4階 大委員会室 |
| 出席者  | 出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、<br>秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員<br>岩田議長、血脇副議長<br>欠席者 岡田繁委員<br>議会事務局 石井局長、今井主査、伊藤主事 |     |                |
| <b>【会議の概要】</b><br>議題<br>(1) 検討事項について<br>(2) その他<br><br>(1)検討事項については、どの項目から検討するのかを協議し、検討することとなった項目について、協議を行った。<br><br>《決定事項等》<br>(1) 検討事項の協議結果<br>・ 項番8 「傍聴規則の見直し」については、議会運営委員会が出た意見を参考に議長が改正案のたたき台を作成し、今後の議運に諮問することとする。<br>・ 項番18 「会議のオンライン参加」については、本会議、委員会を除く、非公式の協議会などでオンラインでの会議を開催して、まずは議員の経験を重ねることとする。条例等の整備については、頻度や練度等の状況を見て議運で検討することとする。<br>・ 項番15 「「情報提供施策の推進に関する基本方針」を議会としても実行し、市民との情報の共有化を進めていく（会議資料・議案の公開）」については、本会議の議案については本会議上程後にホームページに掲載することとした。なお、その他の資料については、今後の議運でき引き続き協議することとする。<br>(2)その他について<br>・ 次回に議会運営委員会は、1月11日、12日あたりを予定する。<br>・ タブレットのアプリ追加について、議長から諮問をうけ、今後協議する。（閉会后、事務局より資料を送付） |   |     |                |

令和3年第30回 議会運営委員会

日時：令和3年12月10日（金）

午前10時 開議

場所：本庁舎4階 大委員会室

- 10時00分 開議 -

○石井議会事務局長 おはようございます。昨日に続き、大変御苦勞さまでございます。

会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。

12月議会も委員会審議が終了したところで、連日いろいろな会議がありまして、大変お疲れさまです。

議会運営委員会としましても、私が受け継いでからこの検討課題というものがずっと残った状態で進んできております。その関係で、今回皆さんにお手伝いいただいて、この内容を皆さんと共通認識の下、最初に頂いたのは18議題ですかね。このうち、まだ6議題しか終了してなくて、あと12議題が残っているという状況で、柴田さんと小田川さんのほうでまとめていただいたら、まとまる部分が幾つかあるということで少し減っていますけれども、この課題をできるだけ速やかに、皆様の英知を絞っていただいて、なるべく早く解決したいと考えておりますので、御協力のほどお願いして挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○石井議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は8名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。

これより令和3年第30回議会運営委員会を開会します。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、検討事項についてを議題とします。

○平田委員 委員長、すみません。ボールペンを忘れたので、この分がデータで取り込めないで、今写真を撮って入れちゃっていいでしょうか。そうじゃないと書き込めないで。すみません。

○伊藤委員長 どうぞ。

ほかに、大丈夫ですか。

それでは、検討事項について、各委員にあらかじめ検討事項に対する提案の要旨を配付し、提出のあったものについてお手元に配付しておりますので、それを基に検討したいと思います。お手元に、皆さん、大丈夫でしょうか。

皆さんに書いていただいたものをまとめたものを皆さんにお配りしていますけれども。

○秋谷委員 ちょっといいですか。

○伊藤委員長 はい。

○秋谷委員 この訂正なんかはここで言っているのかな。書いたものと違っちゃっているから。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私のところに、7番マル、8番マル、9番バツと書いてあるのだけれども、これ、簡単に言うと、1、1、1で取り上げてくださいということで。これだったら1番、1番、1番で、すぐに取り上げてもいい問題だと思って、マル、マル、マル。バツじゃなくて、1、1、1です。やらないというもの、ここに検討事項で、その中で。

○伊藤委員長 通年議会は、今はやらなくていいという考え方ですか。

○秋谷委員 そう。これ、話合いの中で私の意見としては。検討はしてくださいということで、1、1、1と。

○伊藤委員長 それでは、皆さんの検討事項に対する提案書の紙は、全員お手元に大丈夫ということで、それを少し小田川さんと柴田さんのほうで取りまとめていただいた集計結果という用紙が今日配られていると思うのですけれども、これについて、見方等、今もらったばかりなので、柴田委員のほうから概略説明のほど、お願いいたします。

○柴田委員 どういうふうにまとめていか分からなかったもので、昨日、全部打ち出して床に広げて、それぞれのを見比べながら、こういう表を作りました。これ、影山委員も当然入っています。

一番左の6、7、8、9、10、11というのは、先に送ってもらっていた、これですよね。ここまで、5番までは検討が済んでいてバツテンになっているので、6番以降の順番にナンバーと、それから事項を写しただけです。

それで、欄としては、委員長、副委員長を先に書いて、あとは、あいうえお順に委員の名前を書いています。

見方としては、例えば斉藤副委員長を見ると、傍聴規則の見直し。順番がちゃんと書いてあって、傍聴規則、通年議会の検討、会議のオンライン参加、反問権、委員長報告。項番の6、13から18については、関連があるため一括で検討というふうに書いてくださっているもので、傍聴規則の見直しが1番だということで、1と書いています。それから通年議会の検討が2番になっているので、2番と書いてあります。会議のオンライン参加というのは、一番下なのですけれども、3、こういうふうに順番をつけてくださっている方については、1、2、3、4、5、6というふうにつけています。6と13から18については、一括で検討というので、順番をつけると6番順位になっていたもので、それを全部6番として表しています。

言っている意味、分かりますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員 例えば、今、秋谷さん訂正が入りましたけれども、秋谷委員については、7、

8、9を列挙されていて、これは検討をするという意味だと捉えたので、7、8については、反問権と傍聴規則の見直しについてはマルとしました。そして、9番、通年議会の検討、括弧して、やらないとあったので、これはしないでいいよという意味かと取ってしまったので、バツとしました。すみません。でも、今訂正が入りまして、全部1、1、1だということになります。

岡田議員は斉藤副委員長と同じだということだったので、同じふうに項番がついているはずです。

それから、影山委員と私は、二人で検討して、同じ用紙を二人の連名で出しましたので、ここに同じ番号が入っていると思います。1番が傍聴規則の見直し、2番が会議のオンライン参加というふうに順番につけていきまして、また、4番目としたのは、項目のうち似たようなものが幾つかあるから、まとめて検討と斉藤副委員長も書いてくださったとおり、こういうのは幾つかまとめて検討すればいいよねというものがありません。項番としては、6、14、17、これは検討目的が同じであるため、項番の13、これに統合しようということで、項目を減らしました。これが4番順位です。

言っていること分かりますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員 5番目、情報提供施策の推進に関する基本方針を議会としても実行し、市民との情報共有を進めていく。これはまた別立てだということで、優先順位が5番にしています。そして、次が反問権で、あと、通年議会の検討というのと、委員長報告に関する質疑のあり方、予算審査の進め方を検討する要望というのは、取りあえず保留でいいのではないかと、今急いでやらなくてもいいのではないかとというふうに考えました。委員長報告に対する質疑のあり方と予算審査の進め方を検討する要望、10、11については、1月に廣瀬先生が見えて講演を聞きますよね。そのときに話が出るかもしれないし、質問もできるんじゃないかねということで、保留というふうにした次第です。

あとは、徳本委員は、出ているのが項番の8と、13から17をまとめて2番、それから会議のオンライン参加が3番、同順位で通年議会の検討、優先度は高いと書いてありますけれども、この順番でしたので分かりやすかったですけれども、このとおり、その順番のとおり番号を入れています。

平田議員は、確認したいのが1個ある。平田議員の一番上のナンバー16、議運・全協・委員会・各種会議のオンライン参加というのは、16じゃないかなと。

○平田委員 18でした。

○柴田委員 だから、多分、勝手に16じゃないのだろうかというので、そこを会議のオンライン参加、16じゃなくて18かな。

○平田委員 はい、そうですね。

○ 18です。

○柴田委員 だから、18のところに1を振ってあります。

それから、ナンバー8、傍聴規則、この順番で書いてくださったということで、18を1番、ナンバー8を2番、ナンバー11を3番というふうにつけていまして、そして、一括して見ましょうよということをして4番とさせていただいているので、4番と入れています。5番は、その他というところで三つ掲げてくださっているの、ナンバー7とナンバー9とナンバー10、これがその他の優先順位として一番低いということで、5番目というふうにしてあります。

これでいいでしょうか。

最後が和田委員ですけれども、和田委員も、書いてくださっているのは取り上げるものということだと捉えて、6、7、8については取り上げましょう、そして、9は行うべきでないと書いてあったので、これもバツにしたのですけれども、それとも。

○和田委員 取り上げた上で、バツ。

○柴田委員 そうなのですか。じゃ、これもマルです。

優先順位としては、特になくということよろしいですか。

○和田委員 表記が複雑で、理解し難くて申し訳ありません。

私としましては、これが、いわゆる条例改正だとかそういうふうなものなく、導入するとすれば、まず、すぐにできるかどうかという結論が出しやすいものかなと思って、同系列で四つ出させていただきました。

以上です。

○柴田委員 取りあえず1番が四つというような感じでいいのでしょうかね。

こうやって引き出してみると、一目瞭然で、1番が一番多いのはどれかということ、8番の傍聴規則の見直し、7人が1番順位をつけている。2番順位は平田委員ですけれども、2番。それで、やっぱり優先順位度は高いなというふうなことが分かります。

というような見方ですけれども、それで。

とにかく、1番が傍聴規則の見直しだなというのだけは、一目瞭然で分かるということです。

あとについては、ちょっと協議をしていかななくてはいけないのかな。

影山委員、何か付け加えありますか。

○影山委員 特にないです。

○柴田委員 説明が拙くて分かりにくかったかもしれませんが。

○伊藤委員長 ありがとうございました。

ほかの各委員の方、今、皆さんのをこういう形じゃないかということで説明していただきましたけれども、何か明らかに違っているよとか、そういうことは大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 皆さん大丈夫ですか。

徳本委員。

○徳本委員 違っているところはないのですけれども、今回の提案書のやり方について意見があるのですけれども、それはいいですか。最後に言っても。

○伊藤委員長 言ってください。早めに。

○徳本委員 私、この提案書が来たので、ばか正直にというか、全部書けと言われたことを全部書き直して、1項目ずつ出したのですね。それだけども、まとめは特に作らないということで、こういう提案を書かせて集めたのであれば、柴田さん、小田川さんがまとめてくれたように、ちゃんと集計まで仕事をしていただきたいなと思いました。出てきたものが優先順位高いのだろうという考えでやった提案だということは、説明で聞いたのですけれども、もし、そのくらいのもので、まとめもしないのであれば、ここに今日集まって、最優先のところ何番ですかと手を挙げてもらえば、手が多く上がったところを最優先でまずやればいいという話なので。それが意見ですね。もし、こういうのをみんなでちゃんと事前に考えさせて書かせるのであれば、このまとめくらいはやっていただきたいなと思います。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

これをやっていただくことによって、各委員が今、問題の、問題というか協議すべきものを皆さんが共通認識を持てるという部分は取れたんじゃないかと思うのですよね。

まとめについては、柴田さんのところでまとめていただいたのは、委員の中でまとめていただくというのが本当はもっといいことなのじゃないかなというふうに私は考えています。これをまた事務局のほうでお願いすると、また事務局のほうでやったものについて、ちょっと違った形になってしまったりするのもまた問題でしょうし、委員会の中のことなので、委員会の中でまとめていただいたことは、非常によかったかなというふうに感じております。

また今後こういう形を取るときには、またその部分については検討したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、今まとまって、話を聞いていますと、傍聴規定が一番最初にやったほうがいいのかというような御意見がございましたが、皆さんの御意見はどうでしょうか。

斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 皆さん、1番目に取り上げたほうがいいのかというお考えの委員さんが多いので、初めに取り上げるべきではないかと思えます。

○伊藤委員長 それでは、ほかに御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、では、一番最初に、傍聴規定について議題にしてよろ

しいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、傍聴規則を議題といたします。

皆さん、傍聴規則はお目通しいただいておりますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 取りあえず、どの順に進めましょうということは決めなくていいですか。

○伊藤委員長 1個やってみて、それで時間がどのくらいかかるかによって、また進め方が変わってきちゃうんじゃないかなというふうに私は思っているのですけれども。これ1個で今日で終わるかどうかも分からないとき、それを順番決めていると、問題が一つも片づかないで、委員会が順番だけで終わってしまうという可能性もありますので。

○柴田委員 3番目くらいまでは決まりそうだなと思ったのだけれども。

○伊藤委員長 まず、一つやってみないですかね。

○柴田委員 そうですか。分かりました。

○伊藤委員長 傍聴規定について御意見をお伺いしたいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 まとめは本当にありがたかったと思いますけれども、それぞれの文言について、一つずつ書いた方もいらっしゃるので、全員が意見を持っているはずですから、全員に聞いていただくということでどうでしょうか。

○伊藤委員長 では、傍聴規定について、端から御意見をお伺いしていきたい。なるべく手短にお願いしたいと思います。

それでは、斉藤副委員長のほうからお願いいたします。

○斉藤副委員長 やっぱり一番必要なのは、携帯電話とかパソコン、タブレット等の持込みが触れられていないので、そこの記載は入れるべきだなというふうに思いました。

それで、提案の要旨のほうに書かれている中では、年齢の記入は特別なくてもいいかなと思いました。

帽子、外套、襟巻の持込みというのは、この議員規定にも書いてある標準の規則ですか、そこに書いてあるものをそのまま入っているだけで、持ち込むことは特に。かぶってずつといるとかということとはまた別なので、いいのかなとは思いました。

私個人的には、写真撮影と録音を禁止するのは、今までどおりでよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 携帯、パソコンの持込みは、やはり時代の流れからして、持ち込むだけだっ

たらオーケーしていいと思います。それは同感です。

また、服装の規定についても、いわゆる表現の自由とか、各自のこともありますので、規定はなるべく削って、特に問題があったときにだけ話し合えばいいのかなという、そういう感じはします。取りあえずは、そんなところですよ。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 例えば外套というのは、コートのことだと思うのですが、持ち込んじやいけないというと、外にクロークがあるわけではないので、着用してはいけないという表現のほうがいいかと思うのですね。襟巻とか帽子とか外套の持込みとここに書いてあるのですが、持ち込むだけでは、それは禁止事項にならなくて、それを着用することが禁止なのかなと思っています。

○伊藤委員長 着用しないこととなっていますね。

○和田委員 着用と書いています。8条に。

○平田委員 ここにまとめてA3で出ているのには、持込みと書いてあるのですが、私はそれを。

○岩田議長 委員長。提案者から一言言っていいですか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 この傍聴規則の見直しを提案したのは、旧北総一揆の岩田なのですが、持込みと書いたのは、別に自分が書いたのか分からない。要は、これは昭和の時代の傍聴規則をそのまま使っていて、一部、若干見直しはあるのですが、まだおかしいものがある。

今、コートとかマフラーとか襟巻ですよ。そういうものをしてはいけないとか。それから今、議員にはもうタブレットが支給されているわけですから、パソコンとかスマホ、そういう携帯がいいとか悪いとか何も書いていないこと。

それから、細かいことを言ったら申し訳ないのですが、第7条の銃器その他危険なものを持っている者とか、異様な服装。異様な服装というのは、誰がそれを異様だとするのか、こういう時代に。それから、笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者が議場に入れなくて、あるいは、談笑して放歌し、高笑いとか、あるいは、さっき出た帽子、外套、襟巻の類を着用しないとか、そういうものをもう一回、昭和の時代から、今令和ですから、令和の時代に改めて皆さんで協議して、今にふさわしい規則にしましょうと。

それから、もう一つ言うならば、それも皆さんで協議してほしいのですが、傍聴券の交付、第4条ですが、この傍聴券の交付、前は男、女とか、多分電話番号もあったと思うのですが、それはなくなったけれども、年齢も含めて、傍聴券の交付が本当に必要なのかどうか、それも含めて、1条ずつ検討してもらえればと思います。

以上です。

- 伊藤委員長 平田委員。
- 平田委員 どうでしょう。
- 岩田議長 着用だから。
- 平田委員 はい。

あとは、記録に関してですけれども、私たちが傍聴する際も、傍聴のところで写真を撮ったり録音したりというのは、できないことだと思うのです。それは、普通の傍聴の方にも、そういう中での記録を取るという作業は、写真であれ、動画であれ、録音であれ、禁止事項として。

なぜかという、議案なんかは守秘義務が。まだ決定されていないものという点では、守秘義務があるので、そういう記録を発信するもとは、白井市議会として一本にしておかななくてはならないと思うのです。だから、そういうものが違うところでいっぱい出ちゃうようなことにならないためにも、やはり厳格な議会であるというところでは、携帯しているのは、持っているのはいいけれども、それを記録用に中で使ってはいけないということをしちっと明確にしておくべきだと思います。

以上です。

- 伊藤委員長 徳本委員。
- 徳本委員 中川議員と私の見解なのですからけれども、今気づいたのが、岩田議長からもおっしゃられたこの提案、「など」と書いてあるので、ほかにもいろいろあったのだなということで、今日、手元に傍聴規則を持ってこなかったのが、申し訳ないです。それ、ちょっと。
- 伊藤委員長 傍聴規則は、タブレットで見れば出ているでしょう。
- 和田委員 タブレットで調べれば。
- 伊藤委員長 ホームページにあります。
- 徳本委員 すみません。後でコピーしてもらおうと思います。

ここに挙がっていることで言うと。

- 伊藤委員長 ホームページの例規集のところに出ています。
- 徳本委員 今、要旨に挙がっているもの。傍聴人の年齢の記入、帽子・外套・襟巻の持込み、写真撮影・録音禁止、携帯電話・パソコンの持込みは全部、禁止にしないでいいという考えです。

理由は、服装に関しては、外套とかマフラーとかって、傍聴席で首絞めるとか、そういう過去の妨害行為の禁止のための持込禁止だと思うのですね。そういうことって今ほとんどあり得ないですし、実際にマフラーしている人の傍聴を断ったりも今していないわけで、使われていない規則だと思うので、服装に関しては、全部自由でいいと思います。

パソコン、タブレットも持込みしていいと思います。

あと、録音と録画についても、中継されているということで、家ではそれを見たり撮っ

たり録音したりできるわけなので、同じ条件にすればいいと思っています。音が出なければ、録音、録画もいいと思っています。

ただ、その場合、議員と、あと中継されているとき、部長さん、課長さんなど映像に写っている人は、別に撮られても構わないと思うのですけれども、そうでない職員を写されては困るという理由があるのであれば、その理由によっては、撮影と録画は議員側だけオーケーにするか、全て禁止のままにするか、考えたらいいと思います。どちらにしても、録音は可としていいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 傍聴規則、これに関しましては、大きな意味では、私は要件の緩和といった形で挙げさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、もう既に出てきている、特に7条ですね。いずれかに該当する者は傍聴に入ることにはできないという1から6というふうに書いてあるのですが、結局は、6号で妨害し迷惑を及ぼすと認められた者というふうに書いてあるものですから、それを簡素化した上で、細かい、社会通念の感覚に合わせた上で判断をしていくといったところが大事じゃないかと思っております。

さらには、傍聴人の守るべき事項といったところでも、もともとこれが携帯電話等も書いてはなかったとか、いろいろとあるのですが、時代に合わせることでありましたら、これも1から6に関しても、ただの具体事例になっているのですが、最後の事項で、社会通念上に反するような行動というふうな利用が認められるというふうな形のことがあれば、そこも簡素化していいのじゃないかと思っております。

さらに、9条に関しては、録音と録画に関しては、恐らく守秘義務ではなく。と申しますのは、議会中継が出ているという以上で公知情報になっておりますので、その公知情報に対しては、守秘義務の要件から外れます。

ただ、録音、録画等してはいけませんというのは、恐らくなのですけれども、意図的な改変や編集という形で、本来の趣旨とは違った形で世の中に出回るというような、皆様、性善説ということでやりたいといったところはあるのですが、こういう、まずは議長の許可を必要としているというふうなことが、そういう勝手に撮った上で、発言者及びその意図しないような方向での捏造とまでは言わないですが、切り取った上でやってしまうだとか、そういうことが横行しないようにというところが心配される場所であるかなと思いますので、9条に関しては、今の現状の様子見のままで、やはり議長や委員長に対するという形のものであれば、自由は担保できるかと思っていまして、そのままという形になるかなと思っています。

そういった形で、最後に結局は、11条という形で全体の裁量ということを確認されているということでありましたら、そういう文言的な簡素化ということで、現代に合わせて、

余り細かく決め過ぎると、時代に合わせて一々変えなければいけなくなってしまうということがあるので、そういった意味での文言の簡素化という形でやることを考えております。以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 ここに述べていますけれども、傍聴人の年齢とかは不要だと思います。

それから、帽子、外套、これは持込みは禁止なんて、持ち込んでいいと思います。

それから、写真撮影、録音、これは原則、私的には禁止が妥当だと思います。

それから、携帯電話、パソコンについては、持ち込んでもいいのですけれども、持込みの今度、使用していかという話になると、また別になるので、そこについては皆さんで、使用についての話は一致したものというか、そこについては話し合っ、全員が同じに共有できればと思っています。

一応、ここに載っている分についての意見は以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 そんなに条文とか多いわけじゃないので、1条ずつ読み合わせて、今の感覚でどうなのかということをやっはどうかと思います。

もちろん携帯とかもオーケーだし、体調によっては、寒くてしょうがない人とかもおられるので、襟巻を駄目とかも言えないし、そういう意味での自由度は、もっと幅を持たせていいと思うし。

あと、私は記録というか、パソコンなんかは当然、委員会なんか、議員はタブレットを持ち込んでいるのに、一般の傍聴の人は駄目というような状況に今なっているので、そういう意味でも、これは本会議での傍聴規則なので、そこからまずちゃんとパソコンとかオーケーにするようなものを整えていかないと、委員会のほうでもそれが言えなくなってしまうと思うので、次は委員会のほうでどうするかというのは、ちょっと考えなきゃいけないかなと、先のことは思いますけれども、取りあえずは1条ずつ読み上げていって、直せるところは直してしまったほうがいいのではないかなと思います。

○伊藤委員長 一応、一通り皆さんの御意見をお伺いして、問題になっている部分というのは、ある程度、的が絞れているのかなというふうに、聞いていて私は感じたのですけれども。

これ、1条ずつ読み合わせていって修正していきますか。11条です。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 でも、これ、外套とか何とかという、この部分と服装とかというのを、これを決め始めると、結構面倒くさいかなという気もするのですよね。例えば、何とかは反対だというようなTシャツを着て傍聴に来た場合に、その服装はどうなんだというような話にもなったときに、どうなのと。

○柴田委員 示威行為しないことというのを残しておけばいいでしょう。

○伊藤委員長 では、できる限り、時間が過ぎてしまいますので、1条ずついくということでもよろしいですか。

○柴田委員 私はいいです。

○伊藤委員長 じゃ、1条ずつ進めるということで、傍聴規定、手元に皆さん大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 タブレットで開いて。

○斉藤副委員長 委員長。タブレットの例規集のそこまでは開けたのですけれども。

○伊藤委員長 体系のところを押してもらって、議会を押してもらおうと。

○平田委員 白井市議会傍聴規則というのが出ていませんか。

○斉藤副委員長 すみません。分かりました。

○伊藤委員長 そうすると、そこに傍聴規定というのが。

○斉藤副委員長 どの辺にあるの。

○ 結構上のほうです。

○平田委員 じゃ、それをコピーしてもらおうか。

○斉藤副委員長 ありました。

○石井議会事務局長 委員長、休憩いいですか。

○伊藤委員長 暫時休憩します。

- 休憩 10時32分 再開 10時38分 -

○伊藤委員長 会議を再開いたします。

今、局長のほうで、鳥羽市のほうで傍聴規則を改正したときの改正ポイントとか、ペーパーを用意していただきましたので、これ、お配りしますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 お配りしてください。

皆さんのところに、2枚ペーパー行きましたでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、ちょっとだけ、違っておりますので、ざっと目を通していただきたいと思います。

局長。

○石井議会事務局長 今お配りしたのはインターネットで見つけたもので、大変恐縮です。傍聴規則の改正をした経緯が鳥羽市のホームページから見つかりましたので、参考までにお配りしました。

今、議長からもお話があったように、ほとんどが標準会議規則のままになっているとこ

ろが多いと認識しておりますので、お配りしたものに関しても、もうかなり、平成4年の改正ということで、今と合わない部分はあるかと思いますが、その部分も踏まえて御議論いただければと思ってお配りしたものです。よろしくをお願いします。

○伊藤委員長 それでは、時間ばかり食ってしまいますので、1条から参りたいと思います。

第1条、この規則は地方自治法云々の130条第3項の規定により、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。これは、このままでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 第2条、傍聴席は一般席及び報道関係者席に分ける。

これもこのままでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 3条、傍聴人の定員は、という、これは今の現数になっていますので、このままでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 第4条、会議を傍聴する者は傍聴券の交付を受けなければいけない。これはどういたしましょうか。

傍聴券を受けるのか受けないのか。鳥羽市の場合は、要らないというふうになっていますね。

徳本委員。

○徳本委員 服装に関しても、傍聴券に関してもなのですけども、なぜ必要なのかという、設定された理由って分かりますか。私としては、特に必要性を感じないので、なくてもいいと思っているのです。

○和田委員 裁判所と同じで、傍聴券は。

○伊藤委員長 裁判所は傍聴券要るよね。がらがらのときは要らないの。

和田委員。

○和田委員 鳥羽市の傍聴に関することというのは、いわゆる記者クラブに加入したということで事前に登録されていて、身分が明らかな者に対する出入りが自由になったという形であれば、白井では記者クラブって、たしかなかったような気がしますが。

○柴田委員 今、一般席のことじゃないですか。

○伊藤委員長 鳥羽市の場合、②を読むと、誰でもいいということになっていますよね。改正ポイントのほうの②のほうに。

○和田委員 抽選をするということで、券は発行しなくていいという。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 鳥羽市のように、白井市民のみ傍聴可とかという、そういう規則があるのであれば、白井市民だという傍聴券を書く必要があるのかもしれないですけども、誰でも

見ていいということであれば、必要ないんじゃないでしょうか。

○伊藤委員長 何か根拠法とか何か。

局長。

○石井議会事務局長 それでは、標準会議規則の解説のところの傍聴券の提示というところになりますけれども、理由という形では特に明記はされていないのですけれども、これは国会の例に準じてというところが多いのかなというふうな感じでございます。

○和田委員 裁判所と国会は、警察が入れないから、警備の。

○石井議会事務局長 そうですね。あと、考えられるといたしましたら、災害時等の部分は。

○伊藤委員長 人数確認とか。

○石井議会事務局長 はい。そういう部分はあるのかなと。あとは定員の管理とかもあるのかもしれませんが。想像で申し訳ございません。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 前、印西市議会の傍聴に行ったとき、特に秘書課とか通さず、事務局通さず、入口に傍聴券が置いてあって、自分で書いて箱に入れて、傍聴のための資料を持って入って、帰るときは傍聴の資料を置いて、それだけだったので、昔。今は知らないけれども。そういうこともあったので、取りあえず傍聴人ということを知りたいのであれば、来たかどうか知りたいとか、記録として残したいのであれば、そういうのもありかなとも思います。

それについても、成田市が最近、本当に最近変えていて、傍聴券も直しているのですけれども、年齢とか男女別とかは全然書いてなくて、名前と住所だけだったかな。そんな感じで、とつても簡易な、年月日と住所と名前だけ。報道の方はチェックマークを入れてくださいとあって、報道、ちゃんとなっているので、そういうような簡式なものでもいいのかなと思いました。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 実際、傍聴の方に記入していただいている立場で、そのときのよく聞く御意見としては、年齢も書くのというのは、確かに御意見としては頂いておりますので、そこは書かなくても結構ですという形で、弾力的に対応させていただいているときもあります。

以上です。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 先ほどの話の中で、例えば災害のときとか、コロナ禍でもし何かそういうことがあったときに、やっぱり名前と住所だけはあってもいいのかなと思います。年齢はなくてもいいんじゃないかなと思います。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 年齢を書く一つの理由としては、児童等が今のところ傍聴できないという形になっております。児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないという一文が入っている関係で、そういった部分で年齢が出てきているのかなということは想像しているところです。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 県議会に行ったときにも、住所と名前だけは書いたと思うのだけれども、ほかのことは書かなかったような気がする。それで十分じゃないかな。

○伊藤委員長 ほかに。

徳本委員。

○徳本委員 今のところ、住所と名前を書く理由の推測というところで、災害時のどこにいるかということだったのですけれども、それを別に傍聴席で書く必要はないんじゃないかと私は思います。だって、全市民どこにいて分らない中で、傍聴席に誰がいるかだけ分かってどうなるのかなと思うし、私の予想としては、外套とか、妨害行為の中に服装も入っているということから考えると、何かあったとき、その人の身元が分かるようにという、危険人物の身元が分からない状態に入れないという、そういうガードのためかなと私は想像しているのですけれども、今までも各委員会で傍聴券わざわざ書く理由が本当に分らなかつたですし、年齢はもちろん要らないと思います。

児童、乳幼児も入れちゃいけないって今見て、おかしいなと思いました。妨害してはいけないという規則があるので、赤ちゃんが泣いちゃったりしたら、ちょっと出してもらおうかというくらいでいいことで、子供とかも傍聴したほうがいいのじゃないかと思うから、年齢はもちろん要らないし、傍聴券自体が本当に必要な理由って今出てきていないので、やっぱり券自体要らないと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 やはり傍聴券はあったほうが良いと思います。年齢に関しては不要だと思います。

なぜかという、やっぱり、どこの何がして、自分できちっとプライドを持って傍聴に来られるわけですし、何かあった場合に御連絡することもできる。例えば忘れ物があったとかそういうときだって、連絡ができたりするわけですし、名前を隠して、どこに住んでいるかも隠して傍聴していただかなければいけない理由のほうが逆になんかと思うので、お住まいが、例えば市外の方だって、印西の方がいらっしゃっても、その人が市外か市内かも分からないという状態ではなく、名前と住所だけ御記入いただければ、ああ、市内の方が何名で、市外から今日何名だったということも分かるわけですし、そういうので議案についての関心の高さとか、そういったものもうかがい知れたりするので、自信を持って名

前と住所を書いていただけたらいいかなと思います。それが御負担だというようなことはないと思うので。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 一つ、傍聴の取扱いということで、議会の会議は公開が原則であり、議会の関係者以外の者も会議を傍聴することが認められていると。しかし、これを無秩序に許した場合、会議に支障を来すことも生じるので、地方自治法第130条でこれを規制し、その取扱いの権限を議長に与えていると。法律以外の詳細な事項については、議長が傍聴規則を制定しなければならないとされているという、こういうのがありますので、やっぱり無秩序という部分もあるので、その辺も考えられたほうがいいのかなど。法にのっとったところでも、この傍聴の取扱いというのがありますので、それを加味しながら考えられたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 鳥羽市の理由がすごい明確だなと思っていて、傍聴者の個人情報保護というのも私は納得です。

今、御意見があったように、市内、市外からの傍聴者とか、本当に調査したりするのでしょうか。今までしたことあるのでしょうか。多分ないと思うのですよね。配る理由と、それを書かせたことで活用するという理由が明確にないのであれば、要らないと思います。私は、本当に毎回面倒だし、意味不明だなと思って書いています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、ここで止まってしまっていますので、傍聴券が必要か必要じゃないか、皆さん御意見を。内容等じゃなくて、傍聴券をもらって傍聴するのか、傍聴券がなくて傍聴できるのかということについては、どうでしょうか。

例えばの話ですけれども、傍聴券じゃなくて、入口に受付簿みたいな形で名前を書いて傍聴する。傍聴人受付簿みたいなものを置いておいて、自分で記入してもらって傍聴していただくというパターンもきっと考えられるでしょうし、今までどおり、傍聴券を事務局でもらって傍聴するという形。二つが考えられると思うのですけれども、それと、何も要らないという、その3パターンじゃないかなと思うのですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 傍聴人の立場からすると、事務局で受付って結構遠いじゃないですか、傍聴ができる入口にたどり着くまでに。そこの不便はかけているかなと常々思っていたところなので、入口にそういう傍聴券を置いておいて、書いたらこっちに入れてねというようなことでもいいのかなと思います。

あと、地方自治法130条というのは、傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等、会議を妨害するときに、議長がこれを制止することができるよという内容であって、傍聴

の券を発行しなくちゃいけないとかということに直接関わるものではないと思うので、会議の傍聴に関し、必要な規則を議長が設けるという中に、傍聴券を発行するかどうかということがかかってくると思うので、ある意味、議長の裁量というところかなと思います。それで、便宜上考えると、出入口に券を置いておくというのでいいのかなという気はします。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

○柴田委員 議長はどう思いますか。

○伊藤委員長 それでは、この席に議長が同席しておりますので、議長の御意見をお伺いしたいと思います。

岩田議長。

○岩田議長 傍聴券ですね。

○伊藤委員長 はい。

○岩田議長 委員会では、十数年前から、先ほど柴田委員が言われましたけれども、入口のところに受付名簿があって、そこに名前とか住所を書くのですけれども、今、柴田委員が言われたように、要は名簿を置いておくと、個人情報の立場から、全部分かっちゃうのでね。だから、傍聴券に必要なものを書いて、それを何とか箱に入れるというのも一つの方法だと思いますけれども、個人の意見とすると、私は撤廃したほうがいいと思います。誰でも自由に気軽に入れるよと。銀ブラじゃないけれども、市役所に来て、今やっているから議場をのぞいていこうかなと。音が聞こえるからね。子供連れでも誰でも入れるように、傍聴券はなくしたほうがいいというのが個人的な理由です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

今、コロナの関係で、濃厚接触の関係等を考えたときに、住所氏名もなくしていいのかという部分については、皆さん、どうお考えでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 公民館とかでも書いているけれども、だから、それが大事だと思います。コロナの間だけ、濃厚接触者の特定のために書きますということで、コロナ禍だけ書くようにして、ふだんは撤廃にしたらいいいと思います。そうじゃないと、今、名前とか住所を何に使うのか。何に使うのか大体限定して書かせるのが、いろんな署名でも何でも通例になっているので、特に明確に知らなければいけない理由がない限りは集めちゃいけない流れだと思いますから、コロナ禍だけ受付簿を置いて、ふだんのは撤廃したらどうでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 先ほど柴田委員がおっしゃったように、傍聴人が不便にならないように、近くだったり、入場するところで書くみたいな形がいいと思います。

先ほど血脇副議長がおっしゃったように、やっぱり厳格な場であるので、自分が誰の何がしというのをきちっと記して傍聴していただいたほうがいいと思いますし、また、個人情報の保護の点でも、議会とかもちろんそうですし、市役所の立場でも、そういう個人情報を何かに使うということはちょっとあり得ないと思うので、そういう形がどうかと思います。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私も今まで何年も議会やっているわけじゃないのだけれども、傍聴席を見ると、それなりに目的を持って傍聴に来ている方が私はほとんどだと思います。ふらっと来て傍聴に来るかなということは余り考えられないので、個人情報のそれを少し考えて、やり方はあるのだけれども、せめて住所と名前くらいは、誰が来たかくらいは示したほうが私はいいと思いますけれども。その受付場所を、事務局じゃなくて、こちらの現場に近いほうのところに、そういう書き方の用紙を用意しておけばいいのかなと思いますけれども。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

影山委員。

○影山委員 私は、今まで話を聞いていまして、徳本委員の意見に賛成です。原則、特に名簿とかなしにして、議会への傍聴、住民参加の敷居を低くするという目的で、心理的な壁をなくしていくという意味でも、基本的には名前を書かなくてもいいよと、フリーにしてもいいよと。

ただ、やはり今のコロナ禍という特殊状況の中での例外として、そういう名簿を集めることはあり得るのですけれども、それには、ちゃんと理由を説明した中で、例外的に実施するというこでいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 議会というのは、財政の話とか人事の話とか、それを最高の意思決定機関として議会というのがあるわけですがけれども、議会でそんなの要らないというのだったら、全ての何とか審議会とか、何とか委員会、行くたびに傍聴券書かされるけれども、全部撤廃してもいいはずだと思うのですよね。でも、それを一々傍聴のときに書いてお入りくださいという根拠は何がしかあるわけで、しかも、最高の意思決定機関、市民の代表の私たちが決定するという、大きな予算だとか人事だとか、ほかの議案とか規則だとか、いろんなことに関わるところに、個人情報だからって、その個人情報というのも何にでも使えばいいというものではないので、ここでは書いて入ることになっていますということだけで、別にそれは議会のシステムとして受け入れていただければいいかなと思いますし。

あと、事務局のほうで補聴器をよく貸し出されていますよね。だから、もし受付を議場の入口に持ってくるのだったら、補聴器の貸出しも、一定時間はそこでやっていただいて、

それ以外の時間のときは受付にお越しく下さいみたいなアナウンスをして、傍聴する人、書くだけじゃなくて、補聴器も一緒に借りやすいようにしていただけたらいいなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 やっぱり、明確に傍聴券に名前と住所を書く理由は、一つも出てきていないと思います。

厳格な場だとかというのは、もっと気軽に誰でも見られるようにするべきだし、今、傍聴券って、書いてもらった後どうしているのですか。ずっと保存しているのですか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局 事務局のほうで保管はしております。

使い方という部分では、報告物とかの際に、傍聴人の数とかを報告する必要がありますので、その傍聴券によって把握をしているところでございます。特に個人の情報を使うということはございません。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 今の回答からも、やっぱり住所氏名は要らないということがはっきりしたと思います。人数を数えればいいだけです。

ちゃんとここで話し合うのだったら、曖昧な理由にしないでほしいと思うのですよね。本当に書かせる理由と、その後に使う理由がないのであれば、この古い内容はなくしたほうがいいのじゃないかなと思います。せっかくこういう場で話し合うのであれば。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 まだ私は、これの可否について話をしていなかったのです。

一応、原則としては、傍聴券、これに関しては、現状を維持したほうがいいのかというふうに考えているところでございます。

理由としては、開かれた議会ということで、インターネット公開だとか、いわゆる傍聴に行かなくても、今は議会に対しての知ろうとすればできる時代の中でございます。さらに、白井市議会で多くの方が傍聴に来るといった事例は、私は見たことがないので、非常に少数の方で、大体同じような方が来ているといった、そういう状況の中で、開かれた議会の中で、これを簡素化したから多くの方が来るかというのは、またちょっと別の議論かなと思っておりますが。原則、廃止か廃止じゃないかということで、まず意見が分かれているというふうな形の部分はちょっと留意していただければと思ひまして、私としては、まず決定的な廃止に至るといような理由が、私としてはなかったというところを申し上げたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

先ほど徳本委員のところで、住所氏名について、人数だけ分かればよいというような話だったのですけれども、統計的にというか、市内の方向何人とか、そういうことの話はないのですか。

局長。

○石井議会事務局長 統計、市内何人とか、そういう内訳は特にございませぬ。

議場の定員という、座席の数で今、区切らせていただいたりしておりますので、傍聴券の交付に当たって、定員の状況で、席の状況ですとか、そういったものは把握ができるかなとは思っているところですが、特に市内、市外という取扱いでは、何かするということは。皆さん傍聴は誰でもできますので、お子様はあれですけれども、そういうところで、特に何かに使うということはないです。

以上です。

○伊藤委員長 この規定についても、新たに変わるということなので、ここで変えたものがまた何十年もということではなく、やってみて都合が悪ければ、また変更すればいいのではないかなというふうに私は考えておりますが、そこまで厳格にきっちり全員が納得する形まで詰めてから変更という形を取るのか、ある程度のところで変えてみて、実行してみても不具合があったら、また変更すればいいのかという二つの考え方があると思うのですけれども。

傍聴券について、今二つ、現状どおりでいいというのと、簡略化したほうがいいという二つの意見になっているのですけれども、先ほど柴田委員が言った、印西市みたいに、傍聴券に住所と名前を書いたものを箱か何かに入れるという形ですか、印西は。そういった形をうちの議場の入口にセットして行うということでは、それでも徳本委員は駄目だという考えですか。

徳本委員。

○徳本委員 全く必要ないと思います。住所と名前を書く必要がないとは思っているので、受付簿も面倒なのは一緒だし、使われる可能性がほとんどないというのも一緒なので、必要ないと思います。

○伊藤委員長 数を数えるには必要なのですね。

○徳本委員 そしたら、来たという人のマルとかで、1人目、2人目というところにチェックすればいいし、市内、市外が知りたいなら、市内、市外だけチェックすればいい。必要な情報だけを書く受付簿にしたらいいのじゃないですか、そしたら。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

局長。

○石井議会事務局長 今、御記入いただいているものに対して、事務局のほうで傍聴券というものをお渡ししている状況です。そこには通し番号も入っております、あとは裏面

に傍聴規則が書いてございますので、そちらを遵守して、見ておいてくださいということでお渡しをしているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 今お話は、傍聴券の2項目めですね。住所氏名云々のところで話が行っていきまけれども、3項目めには、交付を受けた者は傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。4項目めには、傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならないというのがあるのですけれども。併せて、なぜだろうと考えたら、何もなくて入ってもいいし、出てもいいよという、常時人が移動するんじゃないなくて、きちっと聞くときには聞いて、帰るときは帰りますということを求めているのだと思うので、やはり傍聴券はあったほうがいいと思いますし、住所氏名くらいはお書きいただいても、全然。それが面倒くさいからとか、楽だからということがこれを決める判断基準にはならないと思います。

それで、白井市議会が皆様に開かれているかどうかというのは、傍聴券がなければ開かれているのですかということには、イコールにはなりませんので、なくす理由も逆に不明確だと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 誰でも自由に出入りしていいと思うので、3番、4番の規則も全く必要ないなと思いました。

私は、傍聴券をなくせば、みんなが自由に出入りできると考えているんじゃないなくて、意味のないものに、わざわざ毎回書く必要がないと言っているのです。住所氏名を今使っていないですよ。使っていないものに書かせる必要はないと思います。全ての審議会でも傍聴券は必要ないと私も思っています。面倒じゃないなら、無意味なものにも名前と住所を書くのですかという話ですね。書く理由がない。

○伊藤委員長 それでは、時間が1時間10分過ぎていますので、20分まで休憩したいと思います。

- 休憩 11時10分 再開 11時20分 -

○伊藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

休憩中に、この議論をずっとしていても、なかなかうまくまとまりそうもないので、議会運営委員会としては、これについて全部を協議して、協議した結果を議長に報告というか、議長と一緒に聞いておられますので、この中で議長に議長案というものを。

この中では、この進め方では決まらないです。ですから、議長案が出た段階で、皆さんにもう一回協議していただくというような形で進めたいのですけれども、委員の皆さん、

御意見いかがでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにさせていただきます。

議長。

○岩田議長 最後まで協議をしてもらって、それを基に議長案をたたき台を作りますので、再度協議してもらいます、本日。

以上です。

○伊藤委員長 よろしく申し上げます。

それでは、傍聴券については、ここで協議を一旦終了いたします。

次に入りたいと思います。

次が6条ですかね。6条は、これ、議場に入ることができないと。このままでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 7条について。

7条は、先ほどからいろいろ、銃器とか酒気とか異様な服装をしている者とか。これについては、何か御意見ございますでしょうか。

影山委員。

○影山委員 これについては、(6)のところの会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者、あるいは、これに、次の8条にある、こういった事項を守れない人というのも付け加えたくらいで、あとの1から5の例示は、程度問題というのかな。貼り紙とかプラカードを持っている者。持っているっていったって、見せないで、たまたま外でもらったものを持っている人なんかどうなのだとか、いろいろ細かいことが出てきそうなので、こういうところは、1から5を除いて、6のところを適切に変えて、7条とするのがよろしいかと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 このあたりについては、議長がいろいろお考えがおありなようなので、私はもう議長に一任して、作っていただいたところで、みんなでもむというほうがいいかなと思います。議長が一番考えていらっしゃったので。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 6番だけ残しておけばいいと思います。そのときの状況に応じて、1から5のようなことで、会議の邪魔になる場合は出ていってもらえばいいだけなので、6のみ残すで。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

和田委員。

○和田委員 私も、提案した議員の案に一任をしたいと思います。

○伊藤委員長 ほかに。

それでは、この部分については、もう議論はよろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 一応ちゃんと意見を出して。出さないと。それでまとまるかもしれないわけでしょう。まとまったら、それでいいわけだし、議長に一任だったら話し合う意味もないので、6条に、傍聴については、本当に意見がたくさん出たから、もうこれ以上はということでもいいと思うけれども。ほかのところは、このままでいいという場合もあるだろうし、一応協議だけはすべきだと思います。議長に一任というのは、ちょっとないかなと思います。

○伊藤委員長 先ほども、徳本委員とかは、6号だけ残せばいいという意見とか、各委員でいろいろあると思うのですけれども、発言していないのは誰ですか。

斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 6号だけ残せばいいという御意見もあるかと思うのですけれども、例えば人に迷惑を及ぼすというのは、個人の意識の問題もあるので、自分は迷惑とっていないけれども、ほかの人は迷惑とっている場合もあるので、若干、具体的なことも入れてもいいのかなというふうにも思います。

例えば(1)だったら、銃器は入れなくても、危険なものを持っている者とか、酒気を帯びている人はやっぱり入っていただきたくないし、異様な服装というのも、今、多様性のある世の中ですから、本当に夏場なんて、おへそとか出ているような格好とかあるかもしれないし、その辺が、何でもオーケーというふうにしちゃうのもいかがなものかなというふうには思うので、ここの文章がよろしいのか、違う文章がいいのかは分かりませんが、ちょっと何かあってもいいのかなと思います。

4番については、今どきこういうことはないと思いますけれども、万が一、こういうのがなくて、のぼりとか持ったりする人もいるかもしれないので、あってもいいのかなという気がしますし、5番は、基本、それを音を鳴らしたら、人に迷惑をかけるというふうに基本的な人は分かっていると思うので、分からない人がいるかどうかは分かりませんが、あとは議長にお任せしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 斉藤委員と同じようになるかもしれませんが、最低限のこれは駄目。銃器は別にしても、最低限の傍聴席に入る場合の規則くらいは、私はあってもいいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 さっき言い忘れて。斉藤委員のお答えを聞いて思い出したというか。

私も、6号を残すんだけれども、前各号に定めるもののほか、音を出したり危険物の持込みなどというようなくらいの代表的なものだけ書けばいいかなと思います。それで一文に入れる。音を出すのと危険物の持込みというのだけ具体例を一文に入れて、あとは書かないで、もし起こった場合は、注意するというのでいいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 一任してはいけないという御意見がありましたので、言います。

危険物、それから酒気帯び、そういうことが6号の中に、徳本さんもおっしゃったように一緒にできるもの、それから、書いていないと、書いてなかったと言ってやる人がいる場合のことで、最低限これくらい書いておけばというふうに集約していただければいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 議長にお任せしますというのは、別に丸投げというわけではなくて、私自身が先ほどから述べた意見が、ほとんど同じであったということ。

それから2点目としては、もうこの6号が入っていますので、ほぼ条文による解釈による範囲はもう定まったままで、ただ文言だけがどう表現するかというふうな、ある意味、それはただの表現方法だけの違いであるかなといったところがあったので、それであれば、提出者が適切だと思われる条文項で提案されるのが望ましいんじゃないかということだったということをちょっと追記させていただきたいと思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 人に迷惑を及ぼすと認められるようなことはしないでくださいというのがこの趣旨だと思うので、私も6に集約して、会議を妨害し、人に迷惑を及ぼすと認められる行為は禁止するみたいな形で集約してもいいのかなと思います。

○伊藤委員長 影山委員、発言されましたっけ。

○影山委員 しました。

○伊藤委員長 今出た御意見で、この7条の1から5号については、必要なものは残すという形で、6号に集約するという形でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、7条の2項、児童及び乳幼児についての傍聴について御意見をお伺いしたいと思います。

徳本委員。

○徳本委員 2項は撤廃でいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

和田委員。

○和田委員 同じく廃止でいいと思います。理由としては、何か支障があったときには、

議長裁量での退場だとか、そういった形がほかの条文から読み込めるところでございますので、廃止があって妥当ではないかと思っております。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

では、2項については、削除するというところでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

次に8条。8条について、傍聴人は傍聴席にあるときは次の各号に掲げる事項を守らなければならないと。1号から7号までありますけれども、この項について、7条と同じように、必要なものは残して7号にするというような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 何かほかに御意見がある方いらっしゃいますか。

何か残したいものがあれば残すという形で。

斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 この8条の場合は、7号だけ残すだけだと、傍聴人がすごく分かりづらいんじゃないかなと思います。具体的に（1）とか（2）とか、そういうことなのだというふうに例示したほうが、分かりやすいのではないかなという気はします。

鉢巻きとか腕章というの、今どきする方はいないのかなとも思うので、その辺は。

あと、帽子、外套、襟巻を着用しないというの、なくてもいいのかなとも思いますし、飲食とか喫煙なんかは、例示したほうがいいのかなと。

あと、席を離れることなんかも、みだりにというところなんかも入れてもいいのかなとも思うので、あとは議長にお任せしたいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 私も今の斉藤委員と同じ意見で、私は、この中で消してもいいなと思っているのは、（3）鉢巻き、腕章。今までほとんど今見たことないし、別に鉢巻きしているくらい、どうかな。（3）は文面上、消してもいいと思います。あと、（4）も消していいと思います。

それと、（6）も、私は別に、お手洗いとかもあるし、そんなうろうろして邪魔になるような人がいる場合は、妨害になるということで注意すればいいので、3、4、6は明記しなくてもいいかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 先ほど事務局のほうから、傍聴券の裏に守るべきこととか書いてあると言われたので、書いてあるのは、これですよ。

○石井議会事務局長 はい。

○秋谷委員 全てこれ書いてあるのですか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 遵守事項がございますので、その部分だけではなく、規則全部を裏面に印刷してございます。

以上です。

○秋谷委員 分かりました。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 ここに、他市を見ると、スマホとか携帯電話なんかのタブレット端末等による通話、着信音を発することを含む、をしないことというのがここに入っているの、これは入れたほうがいいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私も今、同じことを言おうと思っていました。

それとは別に、1と2は音ということで、音の邪魔をしないということでまとめられるし、鉢巻き、帽子、この3と4は、逆にもう要らないんじゃないかなと私は思っています。

飲食、喫煙は、確かにこれは禁じていたほうがいいし、それから、みだりに席を離れということは、トイレに行く行かないとかじゃなくて、あの人が何とかって言ったよねとかって、一々、傍聴人同士がとか、そういったことを言っているのかなと思うので、その辺をこんなにたくさん項目じゃなく、すっきりまとめていただけたらいいかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

今、タブレットとかスマホとかというような話が出てきましたけれども、携帯電話、タブレット、パソコン、この三つでよろしいですか。

平田委員。

○平田委員 それで、ホームページのほうで傍聴の御案内のところに、携帯電話の電源をお切りくださいと書いてあったので、そこを含めて一緒に協議していただけたらいいかなと思います。電源を切るべきなのか、電源は入れていてもマナーモードだったらいいのか、その辺はやっぱり。電話がかかってきて、バイブで分かって外に出て電話を話す人はいるから、個人的には、電源まで切る必要はないのかなと思っていますけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 マナーモードにして音が出ないようにするのであれば、電源は切らなくてもいいのかなと思います。

○伊藤委員長 そういう形だと、LINEとかやってもいいという形になるのですかね。

徳本委員。

○徳本委員 スマートフォン、携帯電話、タブレット等などを持込みは可とするが、音を

出してはいけないということでもいいんじゃないかと思います。いろいろ傍聴する人、関心も高いので、調べながらやるかもしれないし、それは、音を出して迷惑にならないければ、手元で何か見ているでもいいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 今、議会の議員のほうでも、スマートフォンは持込みは禁止になっているのですけれども、その辺との兼ね合いは、どうお考えでしょうか。

○柴田委員 スマホ持込禁止にしたら、外に預かり所を設けなくちゃならなくなっちゃうね。

○伊藤委員長 だから、それに合わせて議会議員のほうも解除するとか。どうするのかと。柴田委員。

○柴田委員 議員はタブレットとかパソコンを持ち込んでいて、例えば、要はそれで何かするんじゃないかと、検索をしたりするということを使っていてるわけなので、だから、スマホを私たちが持ち込む必要はなくて、やり取りする。検索をするのであれば、タブレットがあればいいわけで、傍聴人にとっては、例えば、これ何と言っているか意味が分からないねと検索するとき、スマホを使うだろうなと思うのですよ。だから、着信音は駄目よということで、検索をしたりとかそういうことまで、私たちが禁止はできないかなという気はするのですけれども、どうでしょうか。

○伊藤委員長 スマホを持ち込んじゃいけないってなっているのは、何で決まっているんだっけ。申合せ。議場に持ち込んじゃいけないというのは。

○石井議会事務局長 決まっているものはないですね。

○伊藤委員長 決まっているものはない。

○石井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 あえて控室にスマホを置いておくこと自体が心配な話なので、皆さん、きっと、かばんに入れて持って議場に行っていると思うのですよね。そういう状況を踏まえると、どうなのかなと。

平田委員。

○平田委員 基本的に持ち込んではいけないということもないし、電源を切らなきゃいけないということもないと思っています。

ということは、持ち込んでもいいし、マナーモードであれば、電源オンでもいい。ただし、その先に、それを使っていいか、使っちゃ駄目かというところの判断というのは、パソコンでキーボードをガチャガチャガチャといわせるのも、それは使っていていいことになっていけば、使っていていいことになっちゃうし、その辺の判断だけ皆さんで決めればいいのかと。

議員で許していないことを傍聴の人に許すというのはおかしいので、議員に準じたことで傍聴人をどうするかという判断になるんじゃないかなと思いますけれども。

○伊藤委員長 スマホ、タブレット、パソコンについては、傍聴人は持込みは可とするということは、それはそれでよろしいということですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それで、あとは、音が出ない、迷惑をかけないような使用状況であればいいというような考えですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 もう一つ言うと、調べるという機能だけではないので、撮影するという機能があります。録音するという機能があります。そこについては、次の項目にも関係してくるので、一緒に考えたほうがいいのかと思います。

○伊藤委員長 それでは、併せて、録音、撮影、このことについては、どうお考えでしょうか。御意見ある方。

徳本委員。

○徳本委員 これ、先ほどの傍聴券の理由とも一緒なのですけれども、さっき、住所名前を書かなきゃいけないのは、傍聴席で撮ったものを改ざんしたりする人がいるかもしれないからという理由もあったのですけれども、今、もう原則でインターネットで中継しているということがあるので、何か悪意を持ってとかやろうとすれば、名前も住所も出さず、顔も出さず、家に居ながら録音、録画、改ざん、全てできるので、できてしまうけれども、それは禁止するということなのですから、傍聴席で何か禁止しても、それをやりたい人は家でやるのですよね。だから、傍聴席で禁止する必要はないと思います。撮影、録音していいと思います。

議論するとしたら、インターネット中継に載っていない職員も写していいのかということ。議員だけのほうならいいよとかという、そのくらいのことで、ただ、それは規制できないだろうということであれば、録画は中止してもいいと思うけれども、録音を禁止する必要はないと思います。

意味分からなかったですかね。録音、録画、どちらもオーケー、何か問題あれば録音だけオーケーということですよ。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 どうだろうと思って、鳥羽市の改正のポイントを見たら、一番最後です。9番。傍聴人による写真、映画等の撮影及び録音等の禁止を廃止したとあります。理由が、本会議だってケーブルテレビやインターネット放送が始まり、規制をする必要性がなくなったと。言われてみれば、そのとおりだなと思うので、特に禁止をしなくても、条文の中でわざわざ触れないでいいのかなという気がします。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局 写真撮影の部分の標準会議規則の改正については、先ほど和田委員がおっしゃられた内容の危惧されるというところでの制限と理解しております。

以上です。

○伊藤委員長 何だっけ。

○石井議会事務局 一部の部分を切り取ってというような。全体が伝わらない中で、特定の部分だけを公開してしまうということの危惧を想定しているものになっております。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤副委員長 私も、先ほど和田委員がおっしゃっていた、今、局長がおっしゃっていたところを心配するので、そのまま今までどおりでいいと思います。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 補足を述べさせていただきますと、印西市議会あたりで、インターネット中継をやっているのですが、ホームページにも書いてあるのですが、ちゃんと、これは印西市議会の音声、映像に関しては公式記録ではございませんということで出しております。

つまり、公式記録ではないという中でのもの。公式記録であれば自由に、趣旨が変わる場合も使っていいということだったのですが、公式記録ではないものに関しての部分というのは、これは判例的にもかなり微妙なところで、これはインターネットによる公開があるからという形には、実はつながらないといった今の現状であるということも追記させていただきたいと思います。ですので、現状としてのこの条文は、維持すべきじゃないかといった意見をもう一度述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局 今、和田委員のおっしゃった件に対して、白井市のホームページも実はそのような形で、正式な会議録を御覧くださいという形になっているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 心配性なので、あらゆることを想定しちゃうわけですけれども、この間、議会中に居眠りしている議員がいるという、何か来ましたよね。例えば、それを写真撮影してよくて、動画で撮ってもよくて、それは寝ているほうが悪いのですけれども、そのようなことが可能になって、それをいろんなところでばらまかれていいのかというような問題は、居眠りというこちらに落ち度がない場合で、何かがあった場合というのも起こり得ると思うので、そういうところも含めてちゃんと考えていたほうが、後で起こって、あなた駄目でしょうとは市民の人に言えないわけですから、そういうリスクマネジメントは取った上で、どこまで許可するかという判断は必要だと思います。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私も、録音、録画については、今までどおりの状態でいいと思います。勝手にやられちゃって、一部だけを切り取られる場合もあるかもしれないので、今までどおり、録音、録画については、規制があったほうがいいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 ちょっと追加なので。録音、録画したものを切り取ったり改ざんしてはいけないという禁止事項にしたらいいいと思います。

さっきも言ったのを繰り返しますが、傍聴席でこれを禁止しても、何かをやろうとしている人の防止には全くなならないし、傍聴席ではやらないと思うのです。インターネット中継の画像を使うと思うのです。なので、防止になりませんから、撮ったものを改ざんなどはしてはいけないというふうな一文にすればいいかなと思いました。

以上です。

○伊藤委員長 1点、私のほうからも。

例えば写真撮影がいいということになると、議場で座っていて、もし目を閉じて、ほんの数秒でも考え事をしていたものを写真に撮って、これは居眠りしているというような形に、悪意があれば、そういうこともできないことはないということを皆さん御承知の上で議論していただきたいと思います。

○徳本委員 しています。

○伊藤委員長 大丈夫ですか。

○徳本委員 はい。

○伊藤委員長 副委員長。

○斉藤副委員長 インターネットで画像も音声も流しているので、同じじゃないかという意見もあると思うのですけれども、例えば暫時休憩の部分だったり、インターネットでちょっとお休みしているような部分だったりもあるし、今、委員長が言われたようなことも、誤解を与えるような切り取りだったりということも、禁止と言っても、その傍聴人がそういうふうに思い込んでいけば、そうじゃないというふうな主張になれば、そういうことも心配なので、今までどおりでいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、録音、録画については、意見がいろいろございますので。

影山委員。

○影山委員 ちょっと判断つきかねているところがあるのですけれども、切り取りということであるならば、例えば正式な議事録だって、特定の発言を切り取りとかできるわけですよ。それを考えると、別にここだけ禁止しても、逆に意味があるのかなという、ちょっと疑問はあるということだけは申し上げたいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 切取りという状態じゃなくても、例えば、興味があれば、あの人こんな服着てきていたよというのだけでも、写真を撮られたりとかというのはあり得ますよね。居眠りとかしていなくても。ネット配信もしているし、後で映像も見られるし、議事録も出されるし、議会として報告すべきことは、ちゃんと出てくるシステムになっているので、そのライブの写真や映像が本当に必要だろうかと思ったときに、それは御遠慮いただいていることだと思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 だったら、ただし特に議長の許可を得た場合はこの限りでないということも最後に入っているし、今のままでいいんじゃないですか。

○伊藤委員長 御意見を言い足りないという方いらっしゃいますか。

大丈夫ですか。

それでは、今皆さんに聞いて、最後、柴田委員が、現状どおりで、議長の許可を得た場合はこの限りでないという部分があるので、このままでいいのじゃないかという御意見が出ましたが、徳本委員、どうでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 つまり、許可を得たら、別に撮影、報道者じゃなくてもオーケーだよと、許可が出ればできることになっているからという意味ですね。

○伊藤委員長 そうです。

○徳本委員 そしたら、それでもいいと思います。

○伊藤委員長 では、これで意見の一致が見られたと思いますので、8条はもう大丈夫です。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 必要な部分を残すということで。

9条も終わりました。

10条については、これはこのままということで。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 11条も、このままということで。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 一応、11条まで全部協議が終わりました。

何か全体を通して御意見を、議長に議長案をお願いすることになっておりますので、それに何か付け加えてお願いしたいこと等ありましたら、今のこの時間をお願いしたいのですが。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、今日のこの議運の協議結果をもって、議長のほうに、こういう

協議をしましたので、議長のほうで議長案を作っていただいて、それを今度また議運のほうで審議するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、あと10分ありますので、次は、何の審議をするかを決めていきたいのですが、次は何を審議したらよろしいと。

御意見ありますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 4番、5番、6番になっているものは、最初から考えなくていいということで、2番、3番、この辺の番号のところだけで今日、協議したらどうでしょうかと思います。

○伊藤委員長 それでは、ざっと見ますと、18番のオンライン会議というのが結構比重が高いのかなというふうに思うのですけれども。次は、オンライン会議を協議する。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 会議のオンライン参加というけれども、この会議というのは、何を指すのかというのを。

平田委員。

○平田委員 詳しく提案のところに書いてなかったというより、提案したとき口頭で言ったのでということがありますがけれども、今Z o o mで会議に参加できるというのが、委員会まではできることになっていまして、今年になって、何人も入院されたり、病気療養されたりという方たちも、もしかしたらZ o o mで参加できるような状態であれば、御参加いただけたようなものもあるかもしれませんし、災害対応という意味でも。それが決まっていなくて、幾らできる状態であっても参加できないわけなので、まず決めてほしいということで。

採決を含む議場での会議というのは対象にならないということで、委員会までということをお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 これは、委員会をZ o o mで参加するということになると、委員会条例の改正が必要になりますけれども、そこまで一気に踏み込んでやるというようなお考えですか。

平田委員。

○平田委員 はい。できればそうしていただきたいですけれども、できない場合でも、協議いただいて、その手前まででも、できるようにはしておいていただきたいと思います。今の状態だと、全くZ o o mでの参加ができない状態です。

○伊藤委員長 委員会条例を、どこをどう変えればZ o o mでできるかというのは、どこかの事例で、すぐそろそろものなのではないでしょうか。

局長。

○石井議会事務局長 実際、委員会条例を改正している市は、幾つかあるのは把握しております。

まず、本会議がなぜ駄目なのかという部分では、議場に参集しということになっておりますので、もうその時点で、それが今、本会議のオンライン化の一つのハードルになっちゃっているところはあると思います。

今、事務局のほうで、今回タブレットを皆さんのほうにお配りさせていただきまして、議長に貸与していただきまして、御自宅のオンラインの環境等を改めて御確認させていただこうかなというのを考えております。今、正副議長にも相談しているのですが、まずは災害対応の会議等の非公式な部分から、そういうオンラインでの参加をする機会をつくっていかうかという話はさせていただいているところではございます。

以上です。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 タブレットをまだ配付したばかりですから、まずは今、局長が言われたように、まず非公式の場でのZ o o m会議をどうするかで、委員会条例を改正するときには、正式な委員会、一番ネックになるのが、採決、評決、このときにどうするかなのですね。やっぱり一堂に会していないと、自宅からの評決で、本当に本人なのかどうなのかというのが一番問題なので、それは今すぐ正式な委員会でどうするかというのは、まだ時期尚早だと思います。

以上です。

○伊藤委員長 いろいろ御意見が出ましたけれども、これ、議題として挙がっているので、委員会条例の改正の部分をやるかやらないかなのですけれども、今はまだ時期尚早じゃないかというお話もありましたけれども、皆さんの御意見はどうでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 非公式の会議でも始めてみようかという話を正副議長と事務局のほうでやっているということは、実際もう18について、検討がそちらのサイドでは始まっているということになるのですね。

そしたら、どこが問題で、どうなっていくのだということをそちらで引き出してくださって、その後の提案という形になるのであれば、今私たちが、ああだこうだ言うことはないと思うのですけれども、そういう予定なのでしょうか。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 まずは、今20人議員全員がタブレットを使いこなせないと、実際に自宅からオンラインで正規の委員会ができるかどうかということになりますから、まずはタブレットを使いこなすことが先決だと思いますけれども。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 白井市がどうするかというのは、またそれなりの皆さんの習熟度というか、そういうのにも関係すると思うのですけれども、いろいろな他市の事例として、どういう条例にしているとか、どういうルールにしているとか、そういうのは集めていただけていたら助かるかなと思います。

○伊藤委員長 それでは、他市の委員会条例の改正点を皆さんに例示するということでよろしいですか。

大変。これ、そろえるの。

○石井議会事務局長 条例案を配付するくらいになってしまうかと思えますけれども。

○伊藤委員長 それでいいんじゃないですか。

岩田議長。

○岩田議長 何でもかんでも事務局じゃなくて、実際に委員会で、オンラインでやっている委員会の You Tube か何かで流しているところもありますから、それを各人がそれぞれ自分で見て、どういうふうに行っているのかなというのを研究することが大事だと思います。事務局からペーパーをもらって意見しても、実際になかなか分からないと思いますよ。まずはタブレットを使って、この中で非公式の場でオンライン会議をやって、繰り返し試みて、どうするかと決めないと、今、他市で行っているものをペーパーで事務局から提出されても、できないと思いますよ。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 Zoom会議って、場を重ねないと慣れていけないと思うので、やっぱり少しでも多く。前、Zoomで1回やりましたよね。あれ1回やっただけなのですけれども、何かの機会に何回か回を重ねることができるかと思うのですけれども、例えば全員協議会みたいなものは、もちろん今できない状況なのですよね。できるのですか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 今タブレットを導入した目的が、一つは、コロナ禍におけるオンライン対応というのが大きな目的の一つになっておりますので、そこは事務局としても、オンラインの活用を図っていくつもりではおります。

まず、一番最初に、もう時期はずれちゃったかもしれませんが、災害対応規定というのを作っておりますので、まず、そういった際の招集訓練じゃないのですけれども、そういったところから始めて、あとは会派代表者会議ですとか、議会内で解決できるような会議があれば、どんどんそういったもので試行していければなとは思っているところです。

今後も、正副議長と相談させていただきまして、そういう機会がくれたらと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 今、災害対応のというふうに向ったのですけれども、議運の中で、例えば全協をやったときに、それぞれ会派室に行って、一堂に集まらず、Z o o mで会議ができるかできないかというのは、ここでルールを決めないとできないということですよね。例えば全員協議会ということであれば、議運の中でそういうことが可能になるルールを決めないと、今の段階ではできないということですよね。

○伊藤委員長 それは、どう。局長。

岩田議長。

○岩田議長 正規の委員会であれば、それは条例でちゃんとやらなきゃいけないですけども、そうじゃない場合、例えば議会運営委員会の協議会だとか、あるいは全協だとか代表者会議であれば、それは条例改正する必要はないので、そういうもので回を重ねていけばいいと思います。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 もし大丈夫ということであれば、本当にやっていただきたいというか、回を重ねないとZ o o mって慣れていかないとと思うので、やっぱり慣れていない方もいらっしゃるかと思うので、例えば会派室でZ o o mで全員協議会を行うということをやっていただくといいのかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 以前、災害規定を文書で作ってくださいと要望書を出して、そのときに、全員の方に取手市の全文をお渡ししました。そこでは、災害規定の中に、タブレットを使用して会議が可能であるというようなことがうたってあって、それを使った場合のという、またタブレットの会議についても書いてあったというところで、わざわざそれを落とされた理由は、私は分からないのですけれども、緊急のときに、そのタブレットを使って自宅から参加したりいろいろする会議が有効であるということをごどこかで、委員会条例の手前の災害規定でも決めていないといけないのかなというのは、今後考えていただきたいと思えますし、各会派の部屋でできても、さっきおっしゃったように、御自宅のW i - F iでできるかどうか問題なので、その先には、今度は自宅から、日にちと時間を決めて、みんなでZ o o mやってみましょうというのは、将来的には必要かなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 災害規定のやつで、取手市のほうにタブレットのやつがあるということなのですけれども、白井市の場合、災害規定を策定したときは、まだ議員にタブレットとか配られていない状況でした。後々配られるだろうと。配られて、そのタブレット等を使って会議をするそのときには、また、規定というのは、一度決まったから永遠のものじゃな

いと、また改正をすればいいということで議論されて、今の災害規定になっていて、その中にはタブレットが載っていないということで、まず御理解をいただきたいと思います。

それから、先ほど斉藤副委員長がおっしゃられたのですけれども、例えば、今日この議会運営委員会がちょっと予定より早く終わったと。終わった後に、皆さん、ちょっと会派室でZoomの体験をしてみましようとか、そういうことをやることも可能だと思います。全員協議会の後も、全員協議会が少し早く終わったのであれば、ちょっとタブレットの会議の練習というのですか、そういうものをしてみましよう。使い慣れている方と使い慣れていない方がいると思います。きちんと使えるようになった時点で初めて、委員会ですかそういうところにも、タブレットを活用してウェブ上の会議をするというように進んでいくと、スムーズにいくのかなと思うところです。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、このオンライン会議については、本会議、委員会を除く会議で、皆さんが実行できるようになったときに、委員会については考えるというふうな考え方でよろしいでしょうか。

大丈夫ですか。

まだ皆さんの要は使用頻度、練度が各自違うということだと思いますので、それをある程度のレベルに上がった段階で、常任委員会とか委員会については、考えていくということで、それまでの間は各人で、どのような形ができるか、各人で研究していただきたいということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、これ、18番がなくなっちゃったので、その次、今度やる時、何を一番に持ってくるかということ、それだけ決めて終わりにしたいと思います。

影山委員。

○影山委員 13番の情報提供施策の推進に関する云々のところですが、ここを中心に丸めて、たくさんまとめているところがありますけれども、特に徳本委員は、このところを2番として挙げていまして、3番目に来るのはこのあたりかなという。このあたりも一つ。通年会議の検討というのも一つ可能性はあるのですけれども、ちょっとテーマが大き過ぎて、まだ材料がそろっていないということで、この情報提供のところを話し合っただけではいかがでしょうかと思います。

○伊藤委員長 今、影山委員から、13番の部分の協議を進めてはどうかということ。これ具体的に、この文章だけだと、何を協議していいかよく分からないので、誰か説明できる方いらっしゃいますか。

みんなまとめてあるので、全部を通して、具体的に何を協議すればいいのか。

○徳本委員 書いてありますよね。要旨に、具体的に。

○伊藤委員長 特別委員会、議運、全協の話ですかね。

影山委員。

○影山委員 私と柴田委員二人で出した提案のほうでは、優先順位4となっていますが、こちらにまとめて書いてあります。

検討要旨として、特別委員会や議運及び全員協議会の動画配信及び議事録公開をします。ただ、この公開について触れているのは、6番、14番、17番など共通するところも多いので、この辺はまとめて議論ができるのではないかという、そういう部分であります。国、市の観点から、計画等の透明性向上に取り組むために、ホームページであるとかネットとかで議会情報のより積極的な公開をしていただきたいということです。

○伊藤委員長 この特別委員会、議運、全協という三つの会議を一緒くたにしているのですけれども、例えば全協について、議運で決定していいのかということについて、皆さん、御意見はございますでしょうか。

影山委員。

○影山委員 一応、議論はしていいと思います。決定するかどうかは、また別かもしれません。ただ、ここで一応議論をして、材料をそろえて、しかるべきところに最終決定をしていただくと。これは、議長なのか全協なのかは、まだ分かりませんが、議論はしていいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 この中には、丸められるものはあるのですけれども、要素としては、映像配信について、それから資料とか議事録、そういうペーパーでどう公開するかと、この二つに分けられると思うのですけれども、以前、全協の場で聞いたことがあるのですけれども、映像配信については、議場とかこういうところについては、契約しているのですよね。映像。その契約期間までは動かせないというような確認を一回した覚えがあるのですけれども、あれ、いつまでだったのでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○石井議会事務局長 今回の映像配信につきましては、本会議、それから委員会については、生中継、ライブ中継のみを契約しておりますので、それ以外の会議の映像での公開というのは、契約上できないことになっております。

本来、5月末で一旦契約が切れまして、6月から3年間の債務負担行為を組ませていただきまして、引き続き映像配信を行う予定になっているところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 14番の全員協議会等の議事録も原則公開とするというのは、これは議運とはちょっと違うかなと思うのですけれども、これは全員協議会では大変なので、ここでもん

でもらうのは結構なのですけれども、代表者会議で話し合っ、それから全協でどうするか、で、結論を出すほうがいいのじゃないかと思えますけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

柴田委員。

○柴田委員 そのところではなく、15番、情報提供施策の推進に関する基本方針を議会としても実行し、市民との情報の共有化を進めていく。

検討してもらいたいところは、会議資料や議案は、現在は傍聴者にしか見られない状況であるけれども、ネット中継で会議を傍聴することを考え、会議資料、議案を公開する。というところのほうが検討しやすいし、決めやすいんじゃないかなど。

順位としては、これ、私たちは3番につけているし、徳本さんは2番だし、平田委員も4番。4番というのは、つまり予算審査のところなので、それは先生のお話を聞いてからでもいいかなんていう話をさっきしたと思うので、そうすると、優先順位としては、平田委員も4番をつけてくださっているし、こっちのほうが検討しやすいのかなと思えますけれども、どうでしょうか。

○伊藤委員長 どれですか。

○柴田委員 15番。15番というのは。

○伊藤委員長 議案をホームページ上に上げるという話ですか。

○柴田委員 そうそう。予算とか補正予算は、上程される案として既に公開を、執行部のほうは早々しているし、こちらも議案というのは、会議資料とか議案はネット上に上げてはどうでしょうかということの検討のほうが早く終わりそうな気がします。

○伊藤委員長 その点について、私のほうで総務課のほうに確認させていただきました。そしたら、上程されたその日にホームページに載せることは可能だという返答を頂いております。

○柴田委員 じゃ、そうしてもらおうか。

○伊藤委員長 それでよろしいですか。

○柴田委員 決定でいいですか。それでいいのだったら、もうお願いしたら。

○伊藤委員長 総務課のほうに確認したら、それは可能だという返答が返ってきております。

○柴田委員 だったら、それで。一瞬で即決ですね。

じゃ、これ終わり。

○伊藤委員長 そのように総務課のほうにお願いしておく。

皆さん、よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 それができるかどうかじゃなくて、それをしてもいいかということを決定し

てもらわないと。

○伊藤委員長 ですから、今、それでよろしいですかというふうに確認はしております。  
議案でしょう。

○石井議会事務局長 本会議。

○伊藤委員長 本会議。

○石井議会事務局長 議会の情報ということでよろしいですか。

○伊藤委員長 そう。議会の初日に議案が上程されますよね。それ、上程されたのをホームページで公開を。今は、情報公開コーナーと、図書館には置いてあるのかな。情報公開コーナーだけ。

○石井議会事務局長 情報公開コーナーだけです。

○伊藤委員長 に置いてあるものをホームページ上に掲載できますかというふうに確認を取ったところ、大丈夫だという返答を頂いておりますので、皆さん、それでよろしいですかという。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 全協とかの資料も、多分これ入ると思うので、全協なんかについては、マル秘で回収される資料もあるし、ただ、全協も公開対象でもあるので、傍聴オーケーなので、ここも考えてもらったほうがいいと思うので、それは会派代表者会議ですか、全協のことは。そこで協議をしていただきたいと思います。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 そうじゃなくて、これは会議資料というのは、本会議で説明する方の資料じゃないですか。ですから、これはやっぱり議運で決めてもらったほうがいいと思いますけれども。

○伊藤委員長 これは、全協も入っているの。この15番の書き方って。

○柴田委員 これは、全協も入れたつもりじゃないですか、影山さん。

○伊藤委員長 ネットで見られないからということになっているので、要は。

○柴田委員 じゃ、本会議だけですね。

○伊藤委員長 本会議だけなんじゃないですかね。

○柴田委員 そうですね。分かりました。じゃ、本会議だけで。

じゃ、これ終わり。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 全協は、本会議じゃないとき、いろいろな資料がいっぱい出るじゃないですか。北総線であったりとか、駅だとか、いっぱい出るじゃないですか。だから、そういうことじゃなくて、議案の説明資料ということで、例えば議運ですので、それがオーケーであれば、そのように迅速にやってもらいますけれども。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 それでいいと思います。

提案理由のどこかに、今見つけられないのですけれども、一般質問の配付資料もネットで見られるようにというふうに書いてあったのですけれども、それも含まれていますかね。

○伊藤委員長 一般質問の資料というのは、一般質問を行う2日前に事務局のほうに届きますので、そのものをホームページ上に貼り付けるということは可能なのかな。

局長。

○石井議会事務局長 一応、プロジェクターを使う場合もございます。プロジェクターについては、紙ベースで1枚事務局に出してくださいというルールにはなっておりますので、紙の資料、映像に使った資料は、一応手元にはあるにはございます。

以上です。

○伊藤委員長 それをホームページ上のどこに情報として載せるかということになると。

徳本委員。

○徳本委員 私が言ったのは、プロジェクターのは生中継で見られるので問題なくて、プロジェクターを使用せず配付している人が、何ページ、何ページと、この間の中川議員みたいに説明しているのは、中継を見ている人は一切見られないので、だから、次の話合いの先頭にしてもらえばいいのじゃないですかね、この15の項目。

○伊藤委員長 15。

○徳本委員 そう。今終わりにしようとしていたけれども、この15のことも、今日始めていますけれども、次の最初の議題にしたらいいのじゃないですか。本会議の資料についての話合いを。

○伊藤委員長 本会議の資料。

○平田委員 本会議の資料は決まったから、一般質問の資料は。

○徳本委員 だから、それも含まれるのかという話で続いているので、全て幕引きにしないで、これを次の話合いの先頭にしてくれればいいと思うのですけれども。

○平田委員 要するに、今日は終わって、ここから次始めましょうと。

○伊藤委員長 議案は、ホームページ上に上程されたら載るということで、その後の事細かな資料についての、ホームページにできるかできないかというのは、また次回ということで。

もう大分時間も過ぎましたので、この辺で終了したいと思うのですが、皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次回は、いつ頃やるようにしたらよろしいでしょうか。

○平田委員 年明けがいいと思います。

○伊藤委員長 1月11日に、研修会の後の12日に、一応議運の予定をしているのですよね。

局長。

○石井議会事務局長 1月11日に議員研修が開催されます。その2日後、13日に、実は一般質問の通告書の発送日となりますので、その前に議会運営委員会を開いていただいて、3月議会の対応等を検討していただく必要があると考えております。確かに、議員研修が午後ということもあるのですが、その午前中に対応してはどうかという御意見を頂いています。

また、これはまだ本当の予定で恐縮です。1月に臨時議会の想定も今されておきまして、もしその関係でいきますと、14日の午後に臨時議会。そして、12日に臨時議会に係る議運、全協を開いてほしいというような要請も今来ているところでございます。まだ全然、決定ではございませんので、ですから、その辺を。11日にも議運やって、12日にも、翌日にもやるという、効率の部分もありますので、その辺は、ちょっと調整をさせていただければと思いますが。

○伊藤委員長 11が議員研修でしょう。

○石井議会事務局長 そうです。

○伊藤委員長 それは、だから、議員研修が終わった後にとということの話に決まっていたと思うので、やっぱり11、12はやるしかないのかな。

○斉藤副委員長 そうですね。

○伊藤委員長 じゃ、その辺で、11、12、その辺の予定を皆さん空けておいていただくということよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、これで今日の審議は終了とさせていただきます。

委員の皆様から何かございますか。

アプリがあったんだ。すみません。タブレットのアプリの追加の申請が議長のほうに出しておきまして、その扱いをどうするかということ協議しなきゃいけないのですけれども、どういったアプリが出ているかということ今日示せるんだっけ。紙あるんだっけ。

(ごめんなさい。今、手元にないので。)

○伊藤委員長 じゃ、後で、今度タブレットのほうに、こういうアプリの申請が出ているということをお知らせしますので、それについて、各委員が、どういったアプリなのかということをお知らせしていただいて、次の機会に協議したいと思いますが、それよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、次に、議長のほうから何かございますでしょうか。

○岩田議長 ありません。

○伊藤委員長 事務局からは。

○石井議会事務局長 特にございません。

○伊藤委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。  
御苦労さまでした。